

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.410 2024/8/26

1 食品衛生法施行規則の一部改正について(令和6年8月23日厚生労働省令第115号)

「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」(令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合とりまとめ)を踏まえ、特定保健用食品及び機能性表示食品に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、施行規則について所要の改正が行われました。施行は令和6年9月1日とされています。

<主な改正内容>

- 1 第66条の2第3項に規定されている「衛生管理計画」の作成及び実施記録の保存を義務とする営業者として、以下の営業者が規定されました(第66条の2第5項)。
  - ・特定保健用食品(健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。)に係る健康増進法(平成14年法律第103号)第43条第1項の許可を受けた者
  - ・食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第10号ロに規定する機能性表示食品の届出者
- 2 上記1の営業者は、特定保健用食品及び機能性表示食品(これらの食品が指定成分等含有食品である場合を除く。)に係る健康被害に関する情報を収集し、健康被害の発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、速やかに、当該情報を都道府県知事等に提供することとされました(別表第17第9号ハ)。

<https://kanpou.npb.go.jp/20240823/20240823h01291/20240823h01291full00010032f.html>